

## 発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2026年3月27日

【発行者の名称】

株式会社R i t a X  
R i t a X I n c .

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 安藤 浩二

【本店の所在の場所】

千葉県君津市坂田 309 番地 16

(同所は登記上の本店所在地で、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】

—

【事務連絡者氏名】

—

【最寄りの連絡場所】

東京都中央区銀座八丁目 12 番 8 号  
PMO銀座八丁目 7 階 (東京本社)

【電話番号】

03-5550-7250(代表)

【事務連絡者氏名】

常務取締役 島田 万璃

【担当 J-Adviser の名称】

アイザワ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 藍澤 卓弥

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表される  
ウェブサイトのアドレス】

<https://www.aizawa.co.jp/company/gyoumu/index.html>

【電話番号】

03-6852-7726

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社R i t a X

<https://ritax.jp>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

### 【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第 35 期	第 36 期	第 37 期
決算年月	2023 年 12 月	2024 年 12 月	2025 年 12 月
売上高（千円）	571,367	600,623	655,794
経常利益（千円）	41,295	13,130	16,848
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	62,836	10,926	17,160
包括利益（千円）	68,485	20,007	19,705
純資産額（千円）	3,814	23,822	43,527
総資産額（千円）	378,536	443,205	516,115
1株当たり純資産額（円）	19.07	119.11	217.63
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額）（円）	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益(円)	314.18	54.63	85.80
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円）	—	—	85.37
自己資本比率（％）	1.0	5.4	8.4
自己資本利益率（％）	—	79.1	51.0
株価収益率（倍）	—	—	23.3
配当性向（％）	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△10,056	21,862	△23,375
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	11,254	△2,556	△14,701
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	△94,285	29,769	61,180
現金及び現金同等物の期末残高（千円）	41,644	89,353	112,634
従業員数〔外、平均臨時雇用人員〕（名）	64 [—]	66 [—]	62 [—]

(注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

2. 第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第36期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 第 35 期の自己資本利益率については、期中平均自己資本がマイナスであるため記載しておりません。
4. 第 35 期及び第 36 期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を[ ]内に外数で記載しております。第 35 期、第 36 期及び第 37 期については、従業員の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しております。
6. 当社は、2024 年 2 月 10 日を効力発生日として、普通株式 1 株につき 1,000 株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第 35 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
7. 第 36 期の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき、第 37 期の連結財務諸表については、同「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条 3 項の規定に基づき、清友監査法人の監査を受けておりますが、第 35 期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

## 2【沿革】

当社は、1989年4月大阪府大阪市港区にて、土木設計を行う設計事務所として創業されました。1990年2月には取引先での業務のため千葉県君津市へ移転し、日本ベクトルエンジニアリング有限会社として法人化しました。1996年10月には株式会社ベクトル・ジャパンに組織及び商号変更し、2004年4月に東京に進出、建築設計分野にも業務を拡大しました。

2007年8月には、中国大連市にて子会社を設立し、本社で受注した設計の外注先として人材不足の解消とコスト削減に成功しました。

なお、当社グループの変遷及び沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
1989年4月	大阪府大阪市港区にて設計事務所A&Dを創業
1990年2月	千葉県君津市にて日本ベクトルエンジニアリング有限会社として法人化
1996年10月	千葉県君津市にて株式会社へ組織変更、またベクトル・ジャパンへ商号変更
2004年4月	東京都港区東新橋に東京事務所を開設
2007年8月	中華人民共和国遼寧省大連市に子会社（大連向量技術開発有限公司）を設立
2008年6月	一級建築士事務所 東京都知事登録 第54691号
2009年4月	東京事務所を東京都港区新橋に移転
2010年1月	大阪府大阪市北区に大阪事務所を開設
2014年6月	東京事務所を東京都中央区銀座に移転 大阪事務所を東京事務所に併合（現東京本社）
2015年1月	中華民国台北市に子会社（臺灣向量技術開発有限公司）を設立
2018年9月	子会社（臺灣向量技術開発有限公司）を会社清算
2022年10月	「施工支援方法、施工支援プログラム、及び、施工支援装置」 （特許番号：第7157498号、第7157499号）の特許取得
2022年12月	「鉄筋納入支援システム、及び、鉄筋納入支援方法」 （特許番号：第7195681号）の特許取得
2023年4月	「Rebar system」（商標番号：第6694698号）及び「リーバーシステム」（商標番号：第6694699号）の商標登録
2023年5月	「鉄筋納入支援システム、及び、鉄筋納入支援方法」 （特許番号：第7274243号）の特許取得
2024年3月	監査等委員会設置会社へ移行
2024年4月	教育事業としてRevit講習カリキュラム（意匠図及び構造図コース）を新設
2024年9月	鉄筋専門ECサイト「REBAR SYSTEM（リーバーシステム）」を開設
2024年12月	岡谷鋼機株式会社と鉄筋BIMモデリング業務に関する業務提携の契約締結
2025年1月	「配筋DX」（商標番号：第6889823号）の商標登録（鹿島建設株式会社と共同出願）
2025年4月	（株）ベクトル・ジャパンから（株）R i t a Xに商号変更
2025年6月	「鉄筋納入支援システム、及び、鉄筋納入支援方法」 （特許番号：第7698823号）の特許取得
2025年7月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式上場

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社及び当社の連結子会社の大連向量技術開発有限公司により構成されております。

当社グループは、土木・建築設計事業を主要な事業としておりますが、事業分野毎に示すと、土木・建築の構造設計分野、意匠設計分野、BIM/CIM分野から構成されております。各分野の事業の内容については次の通りであります。

なお、その他の事業については重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### (1) 構造設計

当社の基幹業務である構造設計とは、意匠設計により決定される建物のデザイン及び間取りに基づき、建築基準法、その他関係法令や土木基準に適合した構造安全性を確保するための設計を行う業務であります。具体的には、構造計算<sup>※1</sup>を通じて建物を支える柱、梁、基礎等の部材の大きさ及び配置を決定し、構造図<sup>※2</sup>及び構造計算書<sup>※3</sup>を作成しております。

構造計算における解析手法については、建築及び土木の分野ともに静的解析<sup>※4</sup>が一般的に用いられておりますが、当社では2009年に、当時は実用化されていなかった土木設計分野における動的解析<sup>※5</sup>の研究開発に着手し、これに成功いたしました。その後、2013年には当該動的解析を設計手法として業界に先駆けて導入しております。また、建築分野においては、超高層建築物に対する動的解析や、近年の大規模地震において被害が極めて少なかった免震構造の設計にも積極的に取り組んでおります。

当社が手掛ける建築物の用途は多岐にわたり、建築分野では、商業施設、集合住宅、ホテル、オフィスビル、公共施設、物流倉庫等、幅広い用途の建物の構造設計を行っております。土木分野においては、上水・下水処理を行う水槽型・タンク型構造物や、各構造物を地下で接続する地下管廊、ポンプ棟等、土木構造物と建築構造物が一体となった特殊な施設の設計を行っております。さらに、クリーンセンター等、土木及び建築の両分野の高度な構造設計が求められる複合施設の構造設計も行っております。

構造種別としては、一般的な鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨造（S造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）に加え、2022年以降は、SDGsの観点から利用が推進されているCLT<sup>※6</sup>（Cross Laminated Timber）を用いた建物の構造設計にも取り組んでおります。

また、土木構造設計においては、主に鉄筋コンクリート造を対象とし、構造計算に基づいて壁及び床の厚さ、コンクリート内部に配置される配筋（鉄筋の種類、配置及び加工方法）を決定するとともに、配筋図<sup>※7</sup>及び数量計算書<sup>※8</sup>の作成まで一貫して行っております。構造計算から配筋図作成までを一体的に担う設計事務所は少なく、これらを創業当初から継続して提供している点が当社の強みであります。

#### (2) 意匠設計

意匠設計とは、建物に要求される性能や要望から建築のデザインや間取りを計画し、意匠図<sup>※9</sup>を作成する業務であります。意匠設計は設計の初期段階から最終段階で様々な検討を行う必要がありますが、当社ではBIM<sup>※10</sup>を活用した設計を基本としており、建物を構成する構造体、設備機器全てをBIMによる3次元モデルで再現し、関係部門との円滑な共通認識の形成を推進しております。設計の初期段階からBIMによる3次元モデルを介して合意形成を図ることで、設計工程の短縮化や、各工種間の干渉など後工程における潜在的なトラブルの事前解決を実現しております。

建物の用途としては、上下水道施設に付属する土木構造物・建築物の設計を主に行ってまいりましたが、2023年からは物流施設やデータセンター等、一般建築の意匠設計も展開しております。

#### (3) BIM/CIM

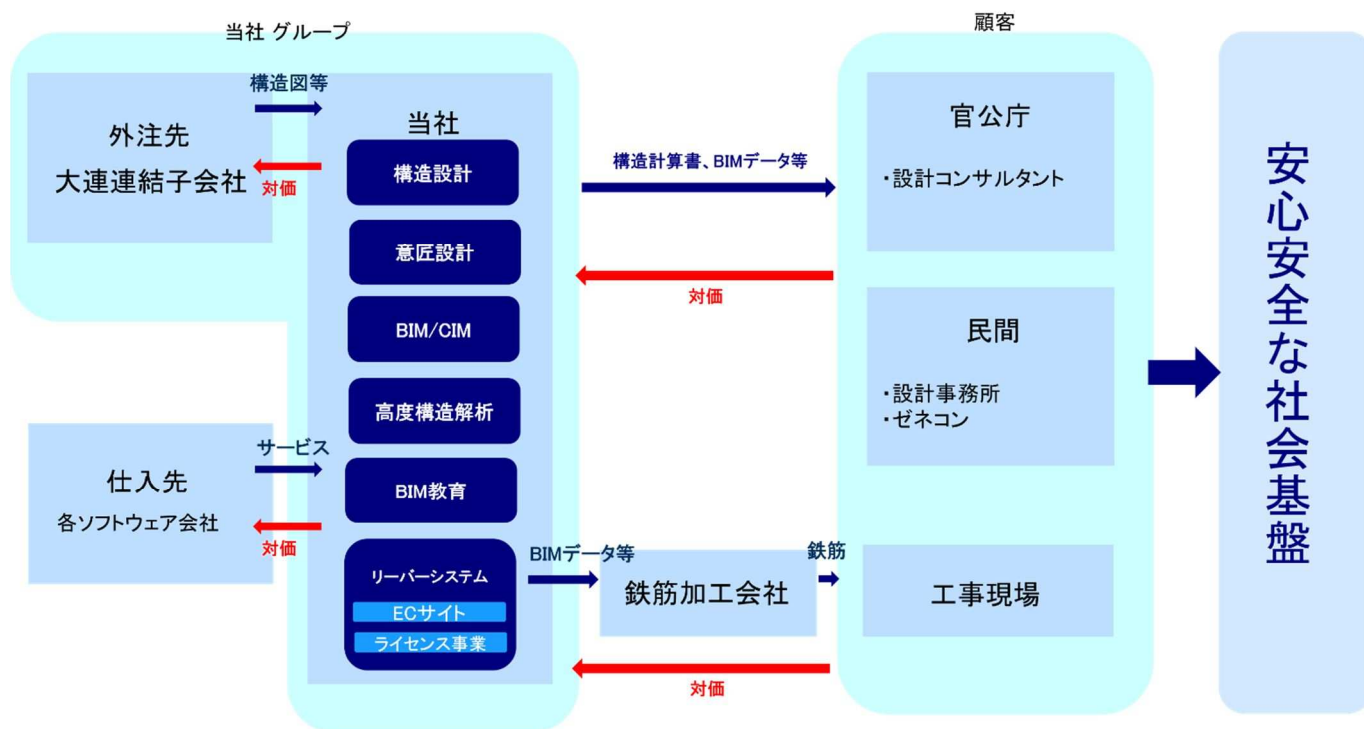
近年の設計業界における大きな環境の変化として、CADによる2次元での設計からBIM/CIM<sup>※11</sup>による3次元設計への移行が挙げられます。現在、国土交通省直轄土木業務においてBIM/CIM利用が原則義務化されているほか、建築確認手続きにおいて「BIM図面審査」が検討されるなど、徐々にBIM/CIMの普及が図られておりますが、当社ではいち早くBIM/CIM推進を目標に掲げ、独自に研究・開発、人材育成に取り組んでまいりました。現在、グループ内の構造設計・意匠設計ともにBIM/CIMの使用率は100%となっております。この点は当社の特色の一つであり、業界内で高まるBIM/CIM活用のニーズを背景に、大型物流施設、超高層・大型オフィスビル、ホテル等の意匠及び構造BIMモデル化の実績が増えており、今後も継続的な案件の受注が期待されております。また、BIM/CIM活用を設計段階だけでなく施工段階にまで広げ建設業界の生産性向上へ寄与すべく、当社の技術の展開を図っております。施工の初期段階で活用される初期施

工BIMモデルや、設備の検討に用いる設備BIMモデルの作成を行っており、今後の受注拡大へ向けて取り組んでおります。

2018年には鉄筋コンクリート造における鉄筋の種類・加工・配置をBIMによる3次元モデルで再現し、図面（配筋図）、積算（数量計算書）、鉄筋の加工指示まで自動化することを実用化しております。当社は、これら一連のワークフローに関して、「配筋DX」と称し施工現場の支援に展開しており、施工現場では過密配筋や鉄筋干渉などの潜在的なトラブルを解決するために活用されております。配筋DXを実現するモデル作成に当たっては独自の技術を用いており、複数の特許を取得しております。現在は、特許とあわせて独自に開発した様々な機能やシステムをパッケージ化し「RebarSystem®」の名称で販売を進めております。

また、BIM/CIM事業から派生してBIM教育事業も開始しております。単に3次元モデルを作成する技術だけではなく、実際の設計業務において3次元モデルを活用できるよう運用・管理方法なども想定した講座を設けております。講座の提供方法も、対面型のみならず、講義型、オンライン型と受講者の種々のニーズに対応できるように展開しております。これまでに大手ゼネコン、設計事務所等に受講実績があり、今後も更なる需要が見込まれております。

事業系統図は以下の通りであります。



- ※ 1 構造計算とは、建物そのものの重さや建物の用途に応じて決まる重さに対して、建物を構成する各部材にどのような力が生じているかを計算し、その部材に破壊が生じないかの安全性を確認すること。また、地震、風圧、積雪などの短期的な外力についても同様に安全性を確認する。
- ※ 2 構造図とは、柱や梁、壁、床などの構造部材の位置や断面の形状を、平面的・断面的に表現した図面のこと。
- ※ 3 構造計算書とは、建物の概要や仮定した条件、荷重・外力・応力の計算式や計算過程とその結果、さらには各構造部材の安全率を示した断面算定結果など、構造計算の結果をまとめた図書。解析プログラムを使用した際は、そのインプット・アウトプットも含まれる。
- ※ 4 静的解析とは、建物に地震力、風圧力などの外力が一定の値で作用した状態での設計手法。設計における条件（荷重・境界）が煩雑でなく、計算の負荷は低いものの、過剰な設計になる傾向がある。

- ※5 動的解析とは、建物に作用する地震力、風圧力などの外力が時間によって変化する設計手法。時刻歴で変動する設計条件（荷重・境界）は煩雑ではあるものの、より精緻な設計となり、安全性・経済性を追求できる。
- ※6 木造建築の工法の1つ。日本では2013年12月に製造規格となるJAS（日本農林規格）が制定され、2016年4月にCLT関連の建築基準法告示が公布・施行された。
- ※7 配筋図とは、柱・梁・壁・基礎など、鉄筋で骨組みする構造部材ごとに、鉄筋の種類・配置を平面図や断面図で表したものの。
- ※8 数量計算書とは、設計図面を基にコンクリートの体積、鉄筋の径・長さ・本数、マンホールなどの付帯、さらには施工するための足場など、施工で使う全ての材料の使用量を計算書としてまとめたもので、概算金額を算出する積算の根拠資料となるもの。
- ※9 意匠図とは、建物の配置や全体形状、間取り、外装・内装の仕上げを表現した図面のこと。
- ※10 Building Information Modeling（ビルディング インフォメーション モデリング）の略称。狭義的には建造物に関するモデリング手法のことであるが、広義的には計画・設計から施工、維持管理までの各段階において、建設事業全体で取扱う情報を搭載した3次元モデルを活用することで一連の建設生産・管理システムの効率化を図る取組みのことを指す。設計においてはコンピューター上に現実と同じ建物の3次元モデル（BIMモデル）を再現し、3次元モデルから2次元の図面を作成する。BIMモデルはオブジェクトの集合体であり、それぞれ情報が入力可能である。建材パーツには幅や奥行き、高さに加え、素材や組み立てる工程（時間）なども入力でき、設備機器には品番・メーカーなども詳しく入力出来るため、メンテナンスや資材管理にも使用可能。
- ※11 Construction Information Modeling（コンストラクション インフォメーション モデリング）の略称。概念はBIMと同様であるが、3次元モデルの特徴として地形の測量や地質調査等の情報を含む。国内においては従来、土木分野における取組みを指していた名称である。海外では、「BIM」は建設分野全体の3次元化を意味しており、日本国内の土木分野における利用も、「BIM」としての取組みに含まれている。国土交通省は国際標準化の動向に呼応して2018年に「BIM/CIM」として名称を整理した。

#### 4【関係会社の状況】

##### 連結子会社

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
大連向量技術 開発有限公司	中華人民共和国 大連市	8,500	設計事業	100%	設計業務委託、 役員の兼任、 出向者の受入

(注) 特定子会社に該当しております。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数 (名)
62

- (注) 1. 当社グループは土木・建築設計事業を主なセグメントとしており、その他事業は重要性が乏しいため、セグメント別の従業員数の記載を省略しております。  
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は従業員の100分の10未満であるため上記人数には含まれておりません。

##### (2) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
41	28.6	3.9	4,208

- (注) 1. 当社は、土木・建築設計事業を主なセグメントとしており、その他事業は重要性が乏しいためセグメント別の従業員数の記載を省略しております。  
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は従業員の100分の10未満であるため上記人数には含まれておりません。  
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

当連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費に持ち直しの動きがみられ、企業の設備投資も回復基調で推移するなど、全体としては緩やかな改善傾向にありました。一方、国際情勢の不安定化や資源・エネルギー価格の高騰、物価上昇の影響、為替相場の変動等により、経済の先行きについては引き続き不透明な状況が続いております。

建設業界においては、公共工事を中心に一定の需要が維持されておりますが、建築資材価格や労務費の上昇等の影響を受け、建設業界全体としては引き続き厳しい状況が続いております。また、建設技能者の高齢化及び担い手不足といった構造的な課題がある状況を受け、国土交通省を中心とした官民一体の取り組みにより、建築分野におけるデジタル技術の活用が進められております。業界全体の生産性向上を目的として、BIM/CIM（ビルディング・インフォメーション・モデリング／コンストラクション・インフォメーション・モデリング）データを活用した業務プロセスの高度化が推進されており、その一環として、建築確認手続きにおける「BIM図面審査」の導入が段階的に進められております。2026年春よりBIMデータから出力された図面を用いた審査が開始され、将来的にはBIMデータそのものを活用した審査の実現が目指されております。

当連結会計年度においては安定的な収益基盤の構築を目的として、特に民間分野における新規顧客の開拓及び既存顧客との関係強化を推進しました。加えて、季節変動の影響を受けにくい施工分野に対し、BIM/CIMを活用した支援業務を提案することで、BIM/CIM活用領域を設計段階から施工段階へと拡大し、事業領域の広がりを図ってまいりました。これらの取り組みの結果、売上高は前年を上回る水準となりました。事業拡大に伴う人材育成や体制構築に係るコストが一時的に増加しましたが、今後の収益性向上に向けた基盤整備は着実に進展しております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は655,794千円（前年同期比9.2%増）、営業利益は30,480千円（同65.6%増）、経常利益は16,848千円（同28.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は17,160千円（同57.1%増）となりました。

なお、当社グループは土木・建築設計事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性は乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

###### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、23,375千円の支出（前年同期は21,862千円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益16,562千円、減価償却費12,434千円を計上するとともに、棚卸資産23,506千円の減少による資金増加の要因があった一方で、売上債権64,887千円の増加、前払費用3,718千円の増加、受注損失引当金8,194千円の減少による資金減少の要因があったこと等によります。

###### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、14,701千円の支出（前年同期は2,556千円の支出）となりました。これは、定期預金の払戻による収入が6,846千円あった一方で、無形固定資産の取得による支出が12,460千円、有形固定資産の取得による支出が8,034千円あったこと等によります。

###### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、61,180千円の収入（前年同期は29,769千円の収入）となりました。これは、長期借入金の返済による支出が227,263千円あった一方で、長期借入による収入が290,000千円あったこと等によります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

### (2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績は次のとおりであります。

	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
受注実績	588,882	103.7	246,740	78.9

(注) 連結グループ間取引については相殺消去しております。

### (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績は次のとおりであります。

	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
販売実績	655,794	109.2

(注) 1. 連結グループ間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社 NJS	318,188	53.0	429,528	65.5
株式会社東京設計事務所	96,510	16.1	25,120	3.8

### 3 【対処すべき課題】

#### (1) 収益力向上と収入源の多角化

当社の収益構造においては、売上の季節変動が課題となっております。特に、公共事業は年度末である3月に売上が集中する傾向にあります。そのため、年間を通じて安定した収益を確保するための取り組みが必要であると考えております。

このような状況のもと、当社のコアビジネスである設計事業については、BIM/CIMに関する技術力を武器に、新規顧客開拓、既存顧客の深耕を推進しております。特に民間建築分野の売上拡大を図っており、引き続き重点的に取り組んでまいります。BIM関連の引き合いは増加傾向にありますが、その中でより収益力の高い案件の受注や、当社の技術を活用し3次元設計に積極的に取り組む顧客との関係強化を図ることにより、収益力の向上、売上拡大に努めてまいります。

周辺事業のBIM教育事業については、PR活動の強化、顧客のニーズに合わせた受講方式の提供、サービスフォローを徹底することで売上拡大を図ってまいります。

また、設計事業に加え将来の成長を牽引する新たなコアビジネスを確立すべく、当社が保有する特許を活用したライセンスビジネス事業の展開に取り組んでおります。鉄鋼商社と連携をとり、施工段階においてBIM/CIMを活用する現場支援業務の受注を拡大するとともに、積極的な営業活動により、ライセンスの普及と販路構築を図ってまいります。

#### (2) 人材の確保と育成

建設業界では慢性的な人手不足が続いており、当社においても技術者の確保が課題となっております。また、BIM/CIMをはじめとするデジタル技術の進展に伴い、新たなスキルを持つ人材の育成も求められております。

このような背景のもと、当社では、人材が企業成長の原動力であるとの考えに基づき、新卒採用・中途採用双方において人材の確保に力を入れております。特に新卒採用については、各大学及び高等専門学校等との繋がり強化に努めております。また、毎年開催されるデザコン（全国高等専門学校デザインコンペティション）に協賛し、知名度を上げるための活動などを行っております。年間を通してインターンシップの積極的な受け入れを行っており、当社に対する理解を深め、入社へと繋がるよう取り組んでおります。

人材の育成については、研修プログラムを策定し、外部講師による社内研修や社内勉強会を積極的に行っております。また、人事評価制度と成長への意欲を促す企業風土の醸成により、人材育成の環境づくりに努めております。引き続き、更なる育成環境の充実に向けた取組みを進めてまいります。

#### (3) ガバナンス強化

当社は、持続的な成長及び企業価値向上のために、コンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化が不可欠であると考えております。これまでも機関設計を監査等委員会設置会社とし委員である3名全員を社外取締役とするなど、ガバナンス強化を図ってまいりました。引き続き、リスク・コンプライアンス委員会によるリスク管理やコンプライアンス研修をはじめとするコンプライアンス徹底への取組み及び業務運営に関する管理体制整備の充実など、内部管理体制の強化、さらには経営の透明性、客観性及び公正性を確保すべく、取締役会及び組織管理体制の機能強化に取り組んでまいります。

また、建設業界では、労働環境の変化やデジタル技術の活用拡大により、コンプライアンスやリスク管理の重要性が高まっております。特に、新規事業の展開に伴い経営リスクが増大しており、適切なガバナンス体制の構築が必要となります。こうした状況に対応するため、経営環境の急激な変化や新たな事業の拡大等に伴いリスクが大きいと思われる場合には、プロジェクトチームを組成して、その対応策を協議のうえ、業務プロセスの見直しを実施いたします。

#### 4【事業等のリスク】

発行者情報に記載した事業の状況、經理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1) リスク管理体制

当社グループは、事業に係るリスクを特定・分析・評価したうえで、事前にリスク発生を防止あるいは回避すること、もしくはリスク発生時に被りうる損失を最小限に抑えるよう対応策を講じる体制を構築しております。

取締役会の下に、常勤の取締役、常勤の監査等委員、主要な従業員及び内部監査室長により構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、定期的にリスク管理に係る協議を行っております。また、万が一、リスクにより会社が重大な損失を被りうると予想される場合には、臨時の「リスク・コンプライアンス委員会」を招集し、その対応策を協議いたします。

##### (2) 当社グループ事業等に関するリスク

###### a. 設計技術者の確保について

【説明】当社グループが属する建設・設計業界においては、設計技術者の高齢化や若年層の人材不足等を背景に、設計技術者の確保が中長期的な課題となっております。当社グループにおいても、今後の事業拡大や取引先からの高度化・多様化するニーズに継続的に対応していくためには、一定水準の専門性及び実務経験を有する設計技術者を安定的に確保していくことが重要であります。

しかしながら、採用環境の変化や人材獲得競争の激化等により、必要な人材を十分に確保できない場合には、受注機会の逸失や事業拡大の制約、既存業務の効率低下等につながり、当社グループの経営成績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

【対応策】当社グループでは、計画的な採用活動に加え、社内教育体制の整備及び技術力向上を目的とした研修の実施により、既存人材の育成及び定着を図っております。また、BIM/CIMを活用した業務プロセスの標準化及び効率化を推進することで、特定の個人に依存しにくい設計体制の構築にも取り組んでおります。

さらに、取引先との中長期的な関係構築を通じて業務の安定化を図るとともに、当社子会社との連携を活用することにより、事業規模及び成長段階に応じた人材体制の構築に努めてまいります。

###### b. 設計業務における瑕疵について

【説明】当社グループは、建築物等の設計業務を主たる事業としており、設計内容の誤り、法令解釈の誤りや認識不足、成果品の不整合等に起因する設計上の瑕疵が発生する可能性があります。これらの瑕疵が顕在化した場合、設計の修正対応、工事のやり直しや遅延、顧客からの損害賠償請求、訴訟対応、信用力の低下等が生じ、当社グループの業績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。特に、構造設計業務においては、安全性に直結する設計判断が求められるため、瑕疵の内容によっては社会的評価への影響が大きくなる可能性があります。

【対応策】当社グループでは、設計業務に内在するリスクを低減し、品質確保及び信頼性向上を図るため、種々の対策を講じております。チェック体制を徹底し、設計の各段階でのレビューや顧客との定期的な打合せを実施することで、認識齟齬の防止に努めております。法令及び基準等の最新動向への対応策として、外部研修・講習会に参加するとともに、社内技術基準の見直しや勉強会を行っております。また、重大な瑕疵につながり得るインシデントの発生時には、迅速な原因調査と再発防止策を講じるとともに、顧客への情報開示を行い信用力の低下防止に努めております。加えて、賠償責任保険へ加入するとともに、高リスク案件に対する事前リスクアセスメントを実施するなど、賠償リスクの低減に努めております。当社グループは、上記の取組みを通じて品質向上とリスク低減に努めるとともに、顧客及び社会からの信頼確保に継続して取り組んでまいります。

c. 労務問題について

【説明】当社グループにおいては、ハラスメントや長時間労働等の労務及びコンプライアンスに関する問題が発生した場合、生産性の低下にとどまらず、人材の流出、訴訟リスクの顕在化、社会的信用の低下等を通じて、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。職場環境の変化や人員構成の多様化等を背景として、労務及びコンプライアンスに関するリスクは常に存在しており、適切な管理及び継続的な対応が必要であると認識しております。

【対応策】当社グループでは、弁護士や産業医等の外部専門家の助言を踏まえ、ハラスメント防止に関する研修の実施や内部通報制度（コンプライアンス・デスク）の整備・運用を通じて、法令遵守及び健全な職場環境の維持に努めております。

また、勤怠管理システムを導入し、各従業員の労働時間及び時間外勤務の状況を可視化することで、長時間労働の抑制やサービス残業の防止に取り組んでおります。今後につきましても、労務管理体制の継続的な見直し及び啓発活動を通じて、労務及びコンプライアンスに関するリスクの低減を図ってまいります。

d. 資金調達について

【説明】当社は、事業活動に必要な資金を金融機関から調達しております。しかしながら、当社の信用力の低下で必要な時期に必要な金額が調達できなくなる可能性や金利上昇により調達コストが増大するリスクがあります。資金調達に支障が生じた場合、当社の財政状態や業績に影響を及ぼす可能性があります。

【対応策】資金調達時期や必要金額を決定するため、正確なキャッシュ・フローの把握を行っております。金融機関からの信用力維持・向上のため、経営状況の適時開示に努めております。

e. 季節変動性について

【説明】当社においては、上下水道等の公共インフラ設備の官庁工事に係る案件が多いため、国及び地方公共団体の会計年度である3月末に向けての秋から冬に売上が集中する傾向にあり、逆に春から夏にかけては売上が減少する傾向があります。

【対応策】公共事業案件以外にマンションやオフィスビル、物流施設及び生産施設等の民間事業案件の受注を増加させるとともに、配筋DXや施工BIMモデル等の季節変動の影響を受けない現場支援案件に業務領域を拡大することにより、季節変動を緩和させるべく営業活動を強化しております。

f. 特定の人物への依存について

【説明】当社グループの事業運営においては、これまでの事業展開の過程で、代表取締役をはじめとする特定の役職員が有する専門知識、業界経験及び取引先との人的関係に基づき、営業活動を含む事業推進を行ってきた側面があります。

このため、当該役職員が何らかの理由により事業活動に関与することが困難となった場合には、当社グループの事業運営や取引関係の継続に影響を及ぼす可能性があり、場合によっては経営成績及び財政状態に影響を与えるおそれがあります。

【対応策】当社グループでは、特定の人物に業務や取引関係が過度に集中しないよう、業務の標準化や権限分散を進めるとともに、営業活動については複数名による顧客対応体制を構築しております。また、従来からの主要な取引先との関係については、組織としての取引関係を強化することを目的に、役員及び管理職だけでなく積極的に若手を登用するなどして、常に複数名が関与する体制を整備し、個人に依存しない事業運営の確立を図っております。

g. 特定顧客との取引について

【説明】株式会社NJSへの販売が全体の65.5%と特定顧客への依存度が大きいため、取引先における業務の内製化その他の理由により、当社との取引が減少した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

【対応策】当社では、大手・中堅ゼネコン、設計事務所及びエンジニアリング会社等にBIM/CIMを切り口とした新規顧客開拓を推進するとともに、民間案件の受注拡大を通じて、特定取引先への依存度の分散を図っております。当連結会計年度においては、顧客数も堅調に推移しており、民間案件の受注金額が前年より10%程度増えております。今後も、上記取組みを通じて多様な顧客からの安定的な受注を確立し、特定顧客への依存度の軽減を図ってまいります。

h. 情報セキュリティについて

【説明】当社の事業運営においては、顧客情報、設計データ、業務上の機密情報等を多数取り扱っており、これらの情報資産の適切な管理が重要な経営課題となっております。

近年、ランサムウェア被害を含むサイバー攻撃が増加しており、万が一、不正アクセスやマルウェア感染等により情報漏えい、データの改ざん又は業務停止等が発生した場合には、当社グループの信用低下や業務の停滞、復旧対応コストの発生等を通じて、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

【対応策】当社では、情報セキュリティリスクの低減を目的として、社内ネットワークにおけるUTM（統合脅威管理）の導入や、社外からのシステム接続時における二要素認証の導入を行っております。

また、役員及び従業員を対象とした情報セキュリティセミナーを定期的実施し、サイバー攻撃や情報漏えいリスクに対する意識向上及び不正行為の未然防止に努めております。

今後につきましては、ふるまい検知型のセキュリティ対策の導入等、技術的対策の高度化についても検討を進め、情報セキュリティ体制の一層の強化を図ってまいります。

i. 法的規制について

【説明】当社の事業に関連する法令は、「建築基準法」、「建築士法」等広範囲にわたっており、法的規制の改廃や新設によつての影響を受ける場面は少なからず存在しているものと考えられます。また当社の事業を行うためには一級建築士事務所登録が必要となり、現在以下のとおり登録を行っております。

登録内容	番号	有効期間
一級建築士事務所	東京都知事登録第54691号	令和5年6月1日から 令和10年5月31日まで

法的規制に違反した場合、処罰その他の制裁を受けたり、当社の社会的信用やイメージが毀損されたりすることで、業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、一級建築士事務所の業務停止命令及び免許が取り消された場合、あるいは有効期間の更新ができなかった場合等には、当社の経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

【対応策】当社では、事業に関連する法令・規制の改廃や新設に関する情報について、管理部を中心に継続的なモニタリングを行っております。事業内容や業績等に影響を及ぼす可能性がある事項については、適時に社内でも共有し、リスクの回避または影響の最小化を目的とした対応策を検討・実施する体制を整えております。

また、必要に応じて弁護士等の外部専門家の助言を受けながら対応を行うとともに、従業員に対する法令遵守に関する研修の実施、各種マニュアルやチェックリストの整備を進めることで、法令違反の未然防止に努めてまいります。

j. 重大な財務諸表の虚偽記載又は不適正意見について

【説明】不正もしくは誤った経理処理により結果的に財務諸表の虚偽表示の影響が重大となった場合、また、当社の連結財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等による監査意見について「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合は、当社の信用が著しく低下し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

【対応策】当社においては、会計処理に関する規則・基準の改廃や新設に関する情報についてはその動向を常にモニタリングしております。また、経理業務フローや業務記述書等を整備し、会計処理の誤りが生じない体制を構築するとともに、財務報告に係る内部統制を強化することで、不正な処理の防止を図り、適切な連結財務諸表の作成に努めております。

(3) その他

J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。

当社では、アイザワ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2025年1月21日にアイザワ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他のJ-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、アイザワ証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当該事業年度の末日）に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハマまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハマまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程第 311 条第 1 項第 5 号ただし書に規定する 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
  - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
  - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
  - （a）TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
  - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうもの

とし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前 (休業日を除外する。) の日
  - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
  - (b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会 (普通出資者総会を含む。) の決議についての書面による報告を受けた日 (当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議 (委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。) についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合 (本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。) は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの (i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為) で定める行為 (以下本号において「吸収合併等」という。) を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主 (甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者) が異動した場合 (当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む) において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨 (天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。) が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなるのが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

(17) 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(18) 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

(19) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは株式会社東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

## 5【経営上の重要な契約等】

岡谷鋼機株式会社との「鉄筋BIMモデリング業務に関する業務提携にかかる契約」

リーバーシステム（鉄筋の設計から加工、出荷までを担う受発注システム）に係る鉄筋BIMモデル作成及び販売について、緊密に連携、協力して受注活動及び販売活動をすることを目的として、2024年12月10日に同社との間で業務提携契約を締結しております。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第6【経理の状況】【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは、「第6【経理の状況】【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】(重要な会計上の見積りに関する注記)」に記載しております。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は、405,010千円となり前連結会計年度末に比べ73,763千円増加しました。これは、仕掛品の減少が24,541千円あった一方で、現金及び預金が28,620千円増加、売掛金が64,887千円増加したことが主な要因であります。

#### (固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は、111,105千円となり前連結会計年度末に比べ853千円減少しました。これは、ソフトウェアの増加が5,397千円、工具、器具及び備品の増加が4,201千円あった一方で、長期預金が11,128千円減少したことが主な要因であります。

#### (流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は、168,532千円となり前連結会計年度末に比べ9,451千円減少しました。これは、受注損失引当金が8,194千円、1年内返済予定の長期借入金が2,016千円減少したことが主な要因であります。

#### (固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は、304,055千円となり前連結会計年度末に比べ62,656千円増加しました。これは、長期借入金が64,753千円増加したことが主な要因であります。

#### (純資産)

当連結会計年度末における純資産は、43,527千円となり前連結会計年度末に比べ19,705千円増加しました。これは、親会社株主に帰属する当期純利益を17,160千円、為替換算調整勘定を2,544千円計上したことが主な要因であります。

### (3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

### (4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

### (5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の事業活動における資金需要は、主に運転資金に関するものであります。当社はこれらの需要について、自己資金に加え、銀行借入を中心に機動性と長期安定性を重視した資金調達を実施しております。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第3【事業の状況】3【対処すべき課題】」をご参照ください。

#### 第4【設備の状況】

##### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は、20,494千円であり、主に工具、器具及び備品、ソフトウェアの導入によるものであります。

なお、当社グループは土木・建築設計事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性は乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

##### 2【主要な設備の状況】

###### (1) 発行者

2025年12月31日現在

事業所名 (住所)	設備の 内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (名)
		建物附属 設備	車両運搬 具	工具、器 具及び備 品	ソフトウ エア	合計	
本店 (千葉県君 津市)	本店 機能	—	—	161	—	161	—
東京本社 (東京都中 央区)	管理及び生 産業務設備	7,970	0	10,866	23,795	42,632	41

###### (2) 在外子会社

2025年12月31日現在

会社名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (名)
		建物附属 設備	車両運搬 具	工具、器 具及び備 品	ソフトウ エア	合計	
大連向量技 術開発有限 公司(中国・ 大連市)	管理及び生 産業務設備	—	—	763	26	789	21

##### 3【設備の新設、除却等の計画】

###### (1) 重要な設備の新設、除却等

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	600,000 (注)	200,000	200,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	800,000	600,000	200,000	200,000	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式10,000株が含まれています。

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

##### 第1回新株予約権(2024年3月26日株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (2025年12月31日)	公表日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数(個)	10,000(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,800(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2026年3月27日 至 2034年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,800 資本組入額 900	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に発行する新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交付、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- (3) 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

i 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ii 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、取締役会の決議により別途定める日において本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年2月10日 (注)	199,800	200,000	—	10,000	—	—

(注) 当社は2024年1月24日開催の取締役会において、2024年2月10日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割決議を行っております。これに伴い、発行済株式数は199,800株増加し、200,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							計	単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融 機関	金融商 品取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	2	—	—	1	3	—
所有株 式数 (単元)	—	—	—	601	—	—	1,399	2,000	—
所有株 式数の 割合 (%)	—	—	—	30.05	—	—	69.95	100	—

(7) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
安藤 浩二	千葉県木更津市	139,900	69.95
株式会社H&Kアセット マネジメント	東京都中央区銀座8丁目12- 8 PMO銀座八丁目7階	60,000	30.00
株式会社ハンズ	東京都渋谷区渋谷1丁目15- 8 宮益ONビル3F	100	0.05
計		200,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式200,000	2,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	200,000	—	—
総株主の議決権	—	2,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

決議年月日	第1回 2024年3月26日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 5 当社従業員 4 (注) 1, 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分です。

2. 本発行者情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社従業員4名となっております。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元は経営の重要課題であると認識しております。当社グループは、成長拡大の過程にあるため、財務体質の強化と事業拡大による収益力の強化が株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

現時点においては配当の実施及びその時期については未定であります。収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実度合い及び当社を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して利益に応じての配当かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年に1回の期末配当を基本方針としておりますが、当社は毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第35期	第36期	第37期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
最高(円)	—	—	2,000
最低(円)	—	—	2,000

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものです。

2. 当社株式は、2025年7月18日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。それ以前の株価については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

回次	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
最高(円)	2,000	—	—	—	—	—
最低(円)	2,000	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものです。

2. 当社株式は、2025年7月18日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。また、2025年8月から2025年12月については、売買実績がありません。

## 5【役員の状況】

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 12.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	安藤 浩二	1962年1月25日	1980年4月 1989年4月 1990年2月 1996年10月 2007年8月	不動建設株式会社(現 株式会社不動テトラ)入社 設計事務所A&D創業 日本ベクトルエンジニアリング有限会社設立 株式会社ベクトル・ジャパン(現 株式会社R i t a X (以下「当社」とする))に組織変更 同 代表取締役(現任) 大連向量技術開発有限公司(中国)設立 同 董事(現任)	(注) 2	(注) 4	(注) 6 199,900
専務取締役	設計部長	福與 径夫	1978年10月8日	2004年4月 2009年10月 2017年6月 2023年4月	大成建設株式会社入社 当社入社 同 取締役設計部長 同 専務取締役設計部長(現任)	(注) 2	(注) 4	—
常務取締役	—	島田 万璃	1987年11月24日	2010年4月 2020年4月 2022年4月 2023年4月 2025年1月 2025年3月	当社入社 同 執行役員技術開発課長 同 取締役技術開発室長 同 常務取締役技術開発室長 同 常務取締役管理部 管理グループ担当 同 常務取締役管理部担当(現任)	(注) 2	(注) 4	—
取締役	—	劉 汝剛	1974年2月21日	2004年5月 2006年4月 2007年10月 2017年6月 2024年9月	驪住通世泰建材(大連)有限公司(中国)入社(株式会社LIXIL現地法人) 塩見(大連)設計諮詢有限公司(中国)入社(株式会社塩見ホールディングス現地法人) 大連向量技術開発有限公司(中国)入社 同 設計部長(現任) 当社取締役(現任) 大連向量技術開発有限公司総経理(現任)	(注) 2	(注) 5	—
取締役	営業部長	鶴山 昇	1957年8月5日	1982年4月 2001年4月 2003年10月 2004年4月 2005年11月 2006年10月 2016年4月 2017年4月 2022年8月	不動建設株式会社(現 株式会社不動テトラ)入社 同 海外事業部 同 構造設計課長 同 東京本店建築部第三営業部主幹 株式会社ナカノフドー建設入社 三菱化学エンジニアリング株式会社入社(現三菱ケミカルエンジニアリング株式会社)プロジェクト第2本部 プロジェクト第2営業部次長 同 建築・ファシリティ事業部次長 同 営業本部 営業2部次長 同 営業本部 関西支店専任技術者 当社入社 同 取締役営業部長(現任)	(注) 2	(注) 4	—

取締役 監査等 委員 (常勤)	—	坂本 俊幸	1958年4月1日	1980年4月 2006年3月 2007年9月 2007年10月 2015年5月 2015年6月 2015年6月 2017年9月 2026年3月	岡谷鋼機株式会社入社 同 メカトロ本部名古屋メカトロ部長 MexOkaya-TN(U.S.A.),.Inc President Mex Okaya-TN S.de R.L.De C.V. President 兼務 岡谷鋼機株式会社東京本店副本店長 岡谷マート株式会社非常勤取締役 兼 務 岡谷トレードサービス株式会社非常勤 監査役 兼務 岡谷精立工業株式会社代表取締役社長 当社取締役監査等委員(常勤)(現任)	(注) 3	—	—
取締役 監査等 委員	—	神田 泰行	1978年6月24日	2007年12月 2007年12月 2012年1月 2019年6月 2021年5月 2023年6月 2024年2月 2024年3月	弁護士登録(第一東京弁護士会) 光和総合法律事務所アソシエイト弁護 士 光和総合法律事務所パートナー弁護士 ウィンゴーテクノロジー株式会社社外 監査役(現任) 至高法律事務所パートナー弁護士(現 任) アビックス株式会社社外取締役監査等 委員(現任) 株式会社アイリックコーポレーション 社外監査役(現任) 当社取締役監査等委員(現任)	(注) 3	(注) 4	—
取締役 監査等 委員	—	一宮 誠	1984年6月10日	2007年11月 2007年12月 2023年10月 2023年10月 2026年3月	公認会計士登録 有限責任 あずさ監査法人入所 一宮誠公認会計士事務所を設立 同 所長(現任) 株式会社KIC 同ディレクター(現任) 当社取締役監査等委員(現任)	(注) 3	—	—
								199,900

- (注) 1. 取締役監査等委員の坂本俊幸氏、神田泰行氏、一宮誠氏の3氏は、社外取締役であります。
2. 任期は2025年12月期に係る定時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 任期は2025年12月期に係る定時株主総会終結の時から2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2025年12月期における役員報酬の総額は78,210千円を支給しております。
5. 在外子会社の役員を兼務している取締役に対しては、当該子会社にて報酬を支給しているため、当社においては支給しておりません。なお、当該報酬額は7,030千円です。
6. 代表取締役社長安藤浩二の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社 H&K アセットマネジメントが所有する株式数を含んでおります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスとは、会社が株主を始め、あらゆるステークホルダー（顧客・従業員・地域社会等）の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速な意思決定を行うための仕組みであると理解しております。このコーポレート・ガバナンスの実践により会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自発的な対応が図られることになり、会社・投資家ひいては経済全体の発展にも寄与するものとなると考えております。

なお、当社の経営理念を「この自由な旗の下に集まった社員、その社員を豊かにし幸せにする。」とするとともに、パーパスを「構造設計技術を通じて安心安全な社会基盤の進歩発展に貢献する。」と定め、毎朝社員全員が唱和して社内での徹底を図り、健全な企業風土を構築しております。

#### ② 企業統治の体制の概要等

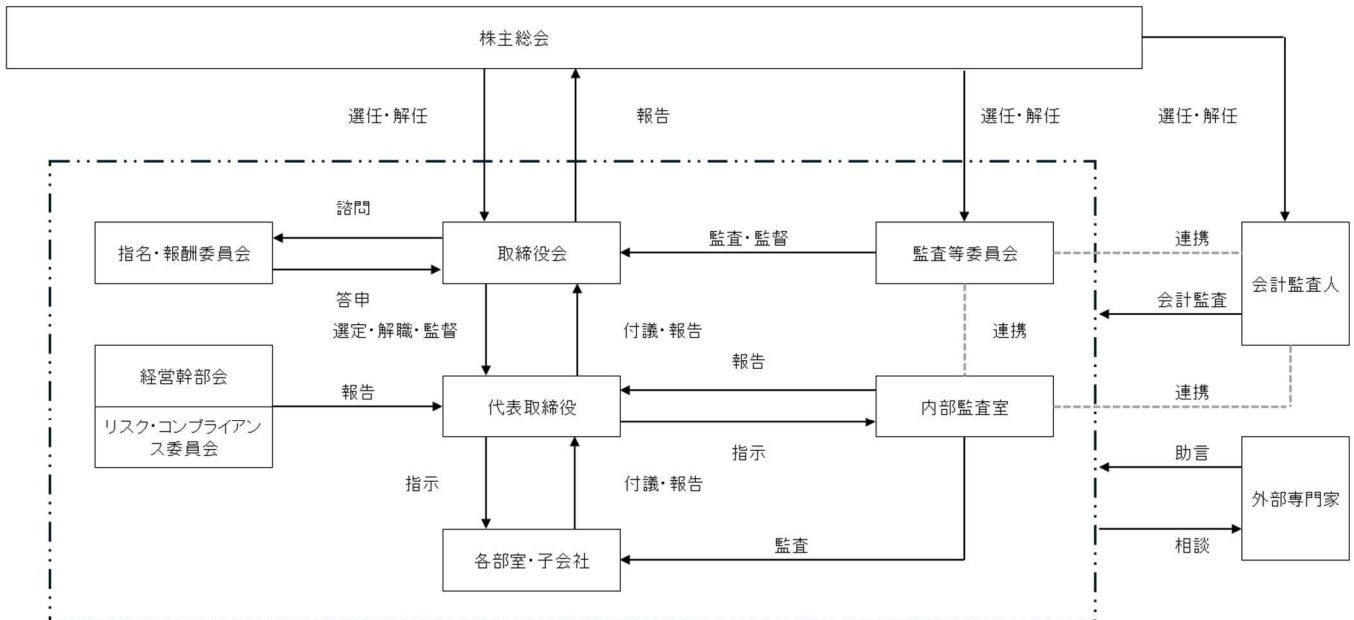
##### a. 現状のコーポレート・ガバナンスを採用している理由

当社は、2024年3月26日開催の定時株主総会の承認を経て、会社の機関設計の変更を行い、監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。これは、取締役の職務執行の監査及び監督を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、さらなる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的としております。

##### b. 会社の機関の基本説明

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、次のとおりであります。

#### <コーポレート・ガバナンス体制図>



#### <取締役会>

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名及び監査等委員である取締役3名により構成しております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び社内諸規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。原則として毎月1回定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

#### < 監査等委員会 >

当社の監査等委員会は、3名（全て社外取締役、うち1名常勤）で構成しております。監査等委員会は、原則として毎月1回定例監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況の共有等、監査等委員相互の連携を図っております。常勤の監査等委員は経営幹部会その他の重要会議に出席し、必要あるときは意見を述べ、取締役の業務執行の監督を行い、ガバナンス体制及びコンプライアンス体制について監視を行っております。また、代表取締役、その他の取締役と適宜情報交換を行い、情報の共有に努めております。さらに、会計監査人及び内部監査室の三者で適宜情報交換を行い、監査の実効性を高めるよう連携に努めております。

#### < 経営幹部会 >

当社の経営幹部会は、常勤の取締役及びその他主要な従業員をもって構成されております。経営幹部会は、原則として毎月1回の定例経営幹部会を開催しており、各部門より業務執行の状況の報告を受け情報の共有を行うとともに業務執行の方針等の協議を行っております。

#### < リスク・コンプライアンス委員会 >

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、常勤の取締役及びその他主要な従業員をもって構成されております。同委員会では、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の充実、徹底を図るため、年間スケジュールを定めるとともに、事案の発生ごとに開催することとしており、必要に応じて適宜スケジュール以外の議題を設定し、リスク管理及びコンプライアンス上の重要な事項を協議しております。

#### < 内部監査室 >

当社は代表取締役社長直下の組織として内部監査室を設置し、内部統制及びその業務執行状況について、全部署を対象とした定期監査を実施しております。内部監査室は、「内部監査規程」に基づき社内諸規程及び法令等の遵守状況の確認、効率性・安全性等に関する指摘・勧告等を行っております。

また、監査結果は、直接代表取締役社長に文書で報告され、被監査部門に対しては、監査結果を踏まえた改善指示を行い、その後改善状況を報告させることにより、内部監査の実効性を確保しており、内部監査の状況は適宜定例取締役会に報告されています。さらに、会計監査人及び監査等委員会とも適宜情報交換を行い、それぞれの監査の充実を図っております。

#### < 会計監査 >

当社は清友監査法人与監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年12月期において監査を執行した公認会計士は人見敏之氏、市田知史氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名、その他2名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

#### < 社外取締役 >

当社の社外取締役は3名であり、いずれも監査等委員である社外取締役であります。

監査等委員である社外取締役の坂本俊幸氏は、上場企業において国内外の事業運営及び経営責任者を歴任し、幅広い業界知見と経営実務経験を有しております。これまでの経験を活かし、客観的な立場から当社経営の監督に貢献できると考え、社外取締役に選任しております。なお、当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の神田泰行氏は、弁護士としての豊富な企業法務に関する知見を有しています。また、他社の監査役・監査等委員を務める実績を持ち、監督機能の強化、特にコンプライアンス及びガバナンス面の強化に貢献できると考え、社外取締役に選任しております。また同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。なお、当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の一宮誠氏は、公認会計士として監査法人での実務経験を有し、現在は会計事務所代表及び主にIPO専門のコンサルティング会社のディレクターとして企業の会計・税務・内部統制に精通しております。高度な専門知識を活かし、財務報告の信頼性確保及び経営監督機能の充実に貢献できると考え、社外取締役に選任しております。また同氏は、(株)東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。なお、当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

#### <指名・報酬委員会>

当社は取締役の選任、役付取締役の選定及び取締役の報酬額（監査等委員ではない取締役に係るものに限る。）の決定に関し、透明性、客観性及び公正性を確保するため、「指名・報酬委員会」を設置しております。

#### c. 内部統制システムの整備の状況

当社は、経営の透明性と法令遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の構築を重要な経営課題と位置付けており、会社法に基づき、下記のとおり取締役会にて内部統制システム整備の基本方針を決定し決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役及び使用人は、法令、定款、規程、社会的規範等を遵守する。
  - (2) コンプライアンスの推進に関する重要事項の決定は取締役会が行う。また、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進に関する具体的な事項を決定する。
  - (3) リスク・コンプライアンス委員会は原則として四半期ごとに開催し、コンプライアンス上の課題を検討するとともに、コンプライアンス教育・研修を定期的実施し、全社的なコンプライアンス体制の構築及び推進に当たる。
  - (4) 法令違反行為等に関する通報窓口として、コンプライアンス・デスクを整備し、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見、機動的な自浄作用の促進及び業務効率の向上、風評リスクの発生及び軽減、並びに社会的信頼性の確保を図る。
  - (5) 反社会的勢力排除に向け、「反社会的勢力排除に関する基本方針」を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりをもたず、これらの反社会的勢力に対しては、警察、弁護士等の外部専門家と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務執行に係る事項である重要な会議体の議事録、稟議書、その他重要な文書等（電子媒体によるデータを含む）については、文書管理規程を定め、適切に保存及び管理する。
  - (2) 取締役は、その職務遂行の必要に応じて、これらの文書等を閲覧できる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク管理に関する重要事項の決定は取締役会が行う。また、リスク・コンプライアンス委員会において、リスク管理に関する具体的な事項を検討する。
  - (2) 業務上抱える各種リスクに対する管理体制として、リスク管理規程を定め、事業に係るリスク及びそのリスクが及ぼす影響を把握したうえで、適切な経営管理による対応策を講じる。
  - (3) リスク・コンプライアンス委員会は常勤取締役や主要な使用人で構成し、原則として四半期ごとに開催し、リスクの洗い出しをするとともにその対応策を協議する。
  - (4) リスクの発生またはその可能性を知ったときは、対策本部等を設置し、必要な対策を迅速かつ適切に講じる。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 代表取締役社長からの権限委譲を受け、担当分野の業務を執行する責任者として取締役を配置し、各取締役は関係法令、経営判断の原則及び善良な管理者の注意義務等に基づき、経営に関す

- る重要事項についての決定を迅速に行うとともに、その職務の執行状況について適宜取締役会に報告することにより取締役相互の監督を行う。
- (2) 原則として毎月1回定例取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について審議し決議する。
  - (3) 取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等により取締役の職務及び権限、責任の明確化を図り、効率的な業務執行を行う。
5. 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 関係会社管理規程を定め、子会社に対する適切なサポート及び管理・監督を通じて当社グループの業務の適正を確保する。
  - (2) 監査等委員は、必要があると認めるときは、子会社に対し、その業務及び財産の状況を調査することができる。
  - (3) 当社グループが各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成するために必要な組織・規程等を整備する。
  - (4) 代表取締役社長直下の組織として内部監査室を設置する。内部監査室は当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に書面で報告し、定期的に取り締役に報告する。
6. 監査等委員がその業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- 監査等委員は職務を補助すべき使用人を選任し、監査業務の補助に当たらせることができる。
7. 第6項の使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 補助者の人事異動については、監査等委員会の意見を尊重することとする。
  - (2) 監査等委員の補助者は、監査等委員の指揮命令に従い、監査等委員でない取締役の指揮命令を受けないものとする。
  - (3) 監査等委員の補助者は、監査等委員に係る業務に優先して従事する。
8. 監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重要な影響を及ぼす恐れのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員に報告する。
  - (2) 常勤の監査等委員は、当社の経営会議等の重要会議に出席し、情報の収集に努める。また、いつでも関係資料を閲覧することができる。
9. 第8項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わない。
  - (2) 通報者が相談又は通報したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないように適切な措置を講じる。
10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査等委員が通常の見査によって生ずる費用を請求した場合は、当該請求に係る費用が監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。
  - (2) 通常の見査以外に、緊急の見査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査等委員は事前に通知するものとする。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、代表取締役社長及びその他の取締役と定期的に意見交換を行う。
- (2) 監査等委員会は、監査の質の向上及び実効性の確保を図るために、内部監査室及び会計監査人と定期的に意見交換を行う。

d. リスク管理体制の状況

当社は、業務上抱える各種リスクを正確に把握・分析し、適切に対処すべくリスク管理体制の強化に取り組んでおります。管理体制として「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役が委員長を務め、他の常勤取締役及び主要な従業員が出席しリスクマネジメントの課題及び対応策を協議しております。

e. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

f. 取締役の選任決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

g. 自己株式の取得に関する事項

該当事項はありません。

h. 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

i. 株主総会特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

j. 取締役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項及び定款の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

k. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員報酬の内容

- a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針  
 当社は、以下の通り取締役（監査委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めております。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、原則として固定報酬のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は月例の固定報酬とし、個人別の報酬額は、役位、職責、業務に関する寄与度、業務経験など総合的に勘案し、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会決議により決定するものとする。

3. 非金銭報酬（ストック・オプション）の内容及び数またはその算定方法の決定方針

会社法第361条の規定に基づき、当社取締役の業績向上に対する意欲や監査業務の実効性を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、基本報酬額とは別枠でストック・オプション報酬として新株予約権を発行することがある。なお、割当数は、役位、職責、業務に関する寄与度、業務経験など総合的に勘案し、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会決議により決定するものとする。

b. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額 (千円)	対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬	
取締役（監査等委員である 取締役を除く。） (うち社外取締役)	68,610 (0)	68,610 (0)	5 (0)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	3 (3)
計	78,210 (9,600)	78,210 (9,600)	8 (3)

- (注) 1. 当社には、使用人兼務役員はおりません。  
 2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2024年3月26日開催の第35期定時株主総会において年額100,000千円以内（うち社外取締役分は5,000千円以内）と決議されております。  
 3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年3月26日開催の第35期定時株主総会において年額12,000千円以内と決議されております。  
 4. 当社役員には、報酬等の総額が1億円以上である者はありません。  
 5. 2025年1月1日から2025年12月31日までの支給実績となります。  
 6. 在外子会社の役員を兼務している取締役に対しては、当該子会社にて報酬を支給しているため、当社においては支給していません。なお、当該報酬額は7,030千円です。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	6,700	—
連結子会社	—	—
計	6,700	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬は、当社の事業規模及び監査法人より提示される監査計画、監査の実施体制、監査報酬見積額の算定根拠等を確認し検討した結果、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会にて決定しております。

## 第6【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の連結財務諸表について、清友監査法人の監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、運用できる体制を整備するため、各種団体の主催する研修会への参加や定期的な専門誌の購読などを通じ、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	116,748	145,368
売掛金	109,632	174,520
仕掛品	※ 70,981	※ 46,439
貯蔵品	20	70
前渡金	12	11
前払費用	32,268	36,725
その他	1,583	1,872
流動資産合計	331,246	405,010
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	22,676	22,676
減価償却累計額	△ 13,186	△ 14,705
建物及び構築物（純額）	9,489	7,970
車両運搬具	5,266	5,266
減価償却累計額	△ 5,059	△ 5,266
車両運搬具（純額）	206	0
工具、器具及び備品	36,721	43,772
減価償却累計額	△ 29,129	△ 31,979
工具、器具及び備品（純額）	7,591	11,792
有形固定資産合計	17,287	19,762
無形固定資産		
ソフトウェア	18,423	23,821
その他	74	-
無形固定資産合計	18,498	23,821
投資その他の資産		
繰延税金資産	21,121	21,390
長期預金	11,128	-
長期前払費用	47	2,421
敷金及び保証金	43,875	43,708
投資その他の資産合計	76,172	67,521
固定資産合計	111,958	111,105
資産合計	443,205	516,115

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	99,972	97,956
未払金	8,291	7,340
未払費用	20,628	22,109
未払法人税等	210	210
未払消費税等	11,511	13,405
前受金	19,085	18,413
賞与引当金	2,196	1,695
受注損失引当金	※ 12,077	※ 3,882
その他	4,011	3,520
流動負債合計	177,984	168,532
固定負債		
長期借入金	235,023	299,776
長期未払金	5,836	4,279
繰延税金負債	539	-
固定負債合計	241,398	304,055
負債合計	419,382	472,587
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金	△ 17,456	△ 295
株主資本合計	△ 7,456	9,704
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	31,279	33,823
その他の包括利益累計額合計	31,279	33,823
純資産合計	23,822	43,527
負債純資産合計	443,205	516,115

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
売上高	※1 600,623	※1 655,794
売上原価	※2、※3 377,554	※2、※3 390,946
売上総利益	223,069	264,847
販売費及び一般管理費	※4 204,658	※4 234,366
営業利益	18,410	30,480
営業外収益		
受取利息	1,220	493
受取祝い金	-	2,859
助成金収入	490	48
その他	49	119
営業外収益合計	1,760	3,519
営業外費用		
支払利息	3,200	5,103
社債発行費償却	47	-
支払保証料	187	-
為替差損	2,509	3,644
上場関連費用	-	8,000
その他	1,095	404
営業外費用合計	7,040	17,152
経常利益	13,130	16,848
特別利益		
固定資産売却益	※5 15	※5 -
特別利益合計	15	-
特別損失		
固定資産除却損	※6 661	※6 286
特別損失合計	661	286
税金等調整前当期純利益	12,484	16,562
法人税等		
法人税、住民税及び事業税	217	210
法人税等調整額	1,340	△ 808
法人税等合計	1,558	△ 598
当期純利益	10,926	17,160
親会社株主に帰属する当期純利益	10,926	17,160

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
当期純利益	10,926	17,160
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	9,081	2,544
その他の包括利益合計	※ 9,081	※ 2,544
包括利益	20,007	19,705
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	20,007	19,705

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	利益剰余金	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,000	△ 28,383	△ 18,383
当 期 変 動 額			
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	-	10,926	10,926
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額（純 額）	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	10,926	10,926
当 期 末 残 高	10,000	△ 17,456	△ 7,456

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	22,198	22,198	3,814
当 期 変 動 額			
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	-	-	10,926
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額（純 額）	9,081	9,081	9,081
当 期 変 動 額 合 計	9,081	9,081	20,007
当 期 末 残 高	31,279	31,279	23,822

当連結会計年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	利益剰余金	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,000	△ 17,456	△ 7,456
当 期 変 動 額			
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	-	17,160	17,160
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	17,160	17,160
当 期 末 残 高	10,000	△ 295	9,704

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	31,279	31,279	23,822
当 期 変 動 額			
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	-	-	17,160
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	2,544	2,544	2,544
当 期 変 動 額 合 計	2,544	2,544	19,705
当 期 末 残 高	33,823	33,823	43,527

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	12,484	16,562
減価償却費	9,476	12,434
保証金償却	932	931
固定資産除却損	661	286
賞与引当金の増減額(△は減少)	175	△ 500
受注損失引当金の増減額(△は減少)	11,503	△ 8,194
固定資産売却益	△ 15	-
受取利息	△ 1,220	△ 493
為替差損益(△は益)	2,509	3,644
支払利息	3,200	5,103
社債発行費償却	47	-
支払保証料	187	-
売上債権の増減額(△は増加)	△ 14,974	△ 64,887
棚卸資産の増減額(△は増加)	4,441	23,506
前払費用の増減額(△は増加)	△ 4,554	△ 3,718
前受金の増減額(△は減少)	6,578	△ 672
未払金の増減額(△は減少)	2,598	△ 951
未払費用の増減額(△は減少)	1,596	1,171
未払消費税等の増減額(△は減少)	△ 14,650	1,893
その他の増減	1,822	△ 1,839
小計	22,800	△ 15,724
利息の受取額	1,105	530
利息の支払額	△ 3,111	△ 4,971
手数料の支払額	-	△ 3,000
保証料の支払額又は返戻額	1,454	-
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△ 386	△ 210
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,862	△ 23,375
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△ 1,028	△ 320
定期預金の払戻による収入	10,291	6,846
有形固定資産の取得による支出	△ 2,891	△ 8,034
有形固定資産の売却による収入	170	-
無形固定資産の取得による支出	△ 9,197	△ 12,460
保証金の差入による支出	△ 109	△ 886
保証金の回収による収入	209	153
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,556	△ 14,701
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	200,000	290,000
長期借入金の返済による支出	△ 157,871	△ 227,263
社債の償還による支出	△ 12,000	-
長期未払金の返済による支出	△ 359	△ 1,556
財務活動によるキャッシュ・フロー	29,769	61,180
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 1,366	177
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	47,708	23,281
現金及び現金同等物の期首残高	41,644	89,353
現金及び現金同等物の期末残高	※ 89,353	※ 112,634

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社 1社

連結子会社の名称 大連向量技術開発有限公司

#### (2) 非連結子会社

該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 15年

工具、器具及び備品 3年～15年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

設計業務に係る収益は、主に土木・建築設計図書等の提供であり、顧客との業務受託契約に基づいて設計図書等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、成果物を引き渡すとともに、当該顧客が検収した一時点において、顧客が当該成果物に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡しの上当該顧客が検収した時点で収益を認識しております。

教育事業に係る収益は、主に3次元ソフトを用いた設計図の作成講座を提供しており、その履行義務は顧客との契約による役務提供であり、履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受し、約束したサービスが顧客に移転されることから、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期資金からなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 受注損失引当金の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

勘定科目	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
受注損失引当金	12,077	3,882

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

当社グループにおいては土木・建築設計の受託契約に基づき設計図書を成果物として顧客に引き渡しておりますが、期末日時点において仕掛中のプロジェクトに関し翌期以降に生じることが見込まれる作業原価を合理的に見積り、期末日現在の仕掛品評価額に当該翌期以降の追加作業原価を加算し、当該加算後の原価が受注金額を上回る場合にその上回る金額を損失見込額として受注損失引当金に計上しております。

②会計上の見積りに用いた主要な仮定

追加作業原価の見積りにあたっては、その時点で入手可能な情報等の重要な仮定が用いられており、不確実性を伴う会計上の見積りが含まれております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上述仮定的前提条件等に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産	21,121	21,390

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法

当社グループは、当連結会計年度末の将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、回収可能性があると判断した部分について繰延税金資産を計上しております。課税所得が生じる可能性が高いと見込まれるかどうかの判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、繰延税金資産の金額を算定しております。

②会計上の見積りに用いた主要な仮定

当社グループは、課税所得の見積りには、将来計画の前提となった数値を、経営環境等の外部要因に関する情報や当社の内部の情報に基づいて見積っております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。

なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取り組みの一環として、借り手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号のすべての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的な修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※棚卸資産及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる契約に係る棚卸資産と受注損失引当金は、相殺せず両建てで表示しております。  
受注損失引当金に対する棚卸資産の額

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
仕掛品	17,796千円	12,815千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、すべて顧客との契約から生じる収益であります。

※2 期末棚卸高は収益の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、売上原価に含まれている棚卸資産評価損は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
仕掛品評価損	7,445千円	2,252千円

※3 売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
受注損失引当金繰入額	11,503千円	△8,194千円

※4 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	58,869	66,402
給与手当及び賞与	53,267	54,734
賞与引当金繰入額	544	399
賃借料	20,154	20,273
業務委託費	28,062	42,251

※5 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
工具、器具及び備品	15千円	一千円

※6 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
工具、器具及び備品	0千円	211千円
ソフトウェア	661千円	一千円
電話加入権	一千円	74千円
計	661千円	286千円

(連結包括利益計算書関係)

※その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	9,081千円	2,544千円
その他の包括利益合計	9,081千円	2,544千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
普通株式	200	199,800	—	200,000

(注) 当社は2024年1月24日開催の取締役会において、2024年2月10日付を効力発生日として、普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割することを決議しております。これに伴い、発行済株式数は199,800株増加し、200,000株となっております。

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末 残高 (千円)
			当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 第1回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
普通株式	200,000	—	—	200,000

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の 種類	目的となる株式の数(株)				当連結会 計年度末 残高 (千円)
			当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会 計年度末	
提出会社	第1回ストック・オプション としての 新株予約 権	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 第1回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	116,748 千円	145,368 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△27,394	△32,733
現金及び現金同等物	89,353	112,634

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、中期経営計画等に基づき、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に普通預金及び定期預金で運用しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに、賃貸借契約に基づく敷金及び保証金は差入先の信用リスクに、それぞれ晒されております。

営業債務である未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等に関しては、その大半の支払期日は期末日から1ヶ月以内であります。

長期借入金は、主に設備資金及び運転資金を目的としたものであります。長期借入金は流動性リスクに晒されております。

長期未払金は、設計用ソフトウェアを割賦販売で購入したものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当該リスクに関しては、与信管理規程に従い取引先の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスクの管理

長期借入金は流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金予定表を更新・管理し、手許流動性の維持を図ることなどにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期預金	11,128	10,962	△165
敷金及び保証金	43,875	35,652	△8,223
資産計	55,003	46,614	△8,388
長期借入金（※2）	334,995	334,989	△5
長期未払金	5,836	5,634	△201
負債計	340,831	340,623	△207

（※1）「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当連結会計年度（2025年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	43,708	33,040	△10,668
資産計	43,708	33,040	△10,668
長期借入金（※2）	397,732	396,986	△745
長期未払金	4,279	4,132	△146
負債計	402,011	401,119	△892

（※1）「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	116,748	—	—	—
売掛金	109,632	—	—	—
長期預金	—	11,128	—	—
合計	226,380	11,128	—	—

当連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	145,368	—	—	—
売掛金	174,520	—	—	—
合計	319,889	—	—	—

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	99,972	99,972	78,241	39,960	16,850	—
合計	99,972	99,972	78,241	39,960	16,850	—

当連結会計年度 (2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	97,956	97,956	97,956	74,846	29,018	—
合計	97,956	97,956	97,956	74,846	29,018	—

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度 (2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2025年12月31日)

該当事項はありません。

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度 (2024年12月31日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期預金	—	10,962	—	10,962
敷金及び保証金	—	35,652	—	35,652
資産計	—	46,614	—	46,614
長期借入金	—	334,989	—	334,989
長期未払金	—	5,634	—	5,634
負債計	—	340,623	—	340,623

当連結会計年度（2025年12月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	33,040	—	33,040
資産計	—	33,040	—	33,040
長期借入金	—	396,986	—	396,986
長期未払金	—	4,132	—	4,132
負債計	—	401,119	—	401,119

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期預金

元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

回収可能性を反映した、将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を、新規に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

第1回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名、当社の従業員4名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 取締役に対し5,700株、従業員に対し4,300株 合計10,000株
付与日	2024年3月26日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。 その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2026年3月27日～2034年3月26日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	10,000
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	10,000
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

## ②単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格（円）	1,800
行使時平均株価（円）	—
公正な評価単価（付与日）（円）	—

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は未公開株式会社であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、類似会社比準方式により算定した価格を用いております。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

### 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

#### ①当連結会計年度末における本源的価値の合計額

2,000 千円

#### ②当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

— 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)		当連結会計年度 (2025年12月31日)	
繰延税金資産				
税務上の繰越欠損金 (注)	26,907	千円	28,875	千円
減価償却超過額	1,240		851	
資産除去債務	2,256		2,583	
受注損失引当金	4,055		1,303	
賞与引当金	737		569	
仕掛品評価損	2,500		756	
未払費用	5,232		5,388	
繰越税額控除	—		3,422	
連結会社間内部利益消去	—		47	
その他	460		—	
繰延税金資産小計	43,391		43,799	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 18,311		△15,704	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 3,957		△6,703	
評価性引当額小計	△ 22,269		△22,408	
繰延税金資産合計	21,121		21,390	
繰延税金負債				
連結会社間内部損失消去	539		—	
繰延税金負債合計	539		—	
繰延税金資産純額	20,582		21,390	

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	300	26,607	26,907
評価性引当額	—	—	—	—	△300	△18,011	△18,311
繰延税金資産	—	—	—	—	—	8,595	8,595 (※2)

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金26,907千円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産8,595千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	238	—	28,637	28,875
評価性引当額	—	—	—	△238	—	△15,466	△15,704
繰延税金資産	—	—	—	—	—	13,171	13,171 (※2)

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金28,875千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産13,171千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来課税所得の見込み等により、回収可能と判断したためであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	33.58%	33.58%
評価性引当額の増減	△45.76%	0.84%
住民税均等割額	1.68%	1.27%
繰越税額控除	—	△20.67%
親子会社間税率差異	24.25%	△16.39%
税率変更による影響	—	△2.76%
その他	△1.27%	0.52%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.48%	△3.61%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を33.58%から34.42%に変更し計算しております。なお、この変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社グループは、オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

当社グループは、オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、土木・建築設計業務を主要な事業としており、顧客との契約から生じる収益は、大部分が一時点で顧客に移転される財またはサービスから生じる収益であり、一定の期間にわたり顧客に移転される財またはサービスから生じる収益の重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用計上基準」に同一内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	94,657	109,632
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	109,632	174,520
契約負債 (期首残高)	12,507	19,085
契約負債 (期末残高)	19,085	18,413

- (注) 1. 契約負債は、顧客との契約に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。
2. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は 19,085 千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初予想される契約が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格が含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは土木・建築設計事業を主要な事業としており、その他事業は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

### 1. 製品及びサービスごとの情報

主要事業である土木・建築設計事業の売上高はすべてが外部顧客に対するものであり、連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

#### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
株式会社NJS	318,188	土木・建築設計事業
株式会社東京設計事務所	96,510	土木・建築設計事業

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

### 1. 製品及びサービスごとの情報

主要事業である土木・建築設計事業の売上高はすべてが外部顧客に対するものであり、連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

#### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント
株式会社NJS	429,528	土木・建築設計事業

**【報告セグメントごとの固定資産の減損に関する情報】**

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

**【関連当事者情報】**

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人等の場合に限る）等

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	119円11銭	217円63銭
1株当たり当期純利益	54円63銭	85円80銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	85円37銭

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、2025年7月18日に TOKYO PRO Market に上場したため、新規上場日から当連結会計年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算出しております。

3. 当社は、2024年2月10日を効力発生日として、普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	10,926	17,160
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	10,926	17,160
普通株式の期中平均株式数(株)	200,000	200,000
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	1,000
(うち新株予約権(株))	—	(1,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	99,972	97,956	1.7	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	235,023	299,776	1.7	2027年1月 ～2030年6月
合計	334,995	397,732	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	97,956	97,956	74,846	29,018

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://ritax.jp/epr/">https://ritax.jp/epr/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## **第二部【特別情報】**

### **第1【外部専門家の同意】**

該当事項はありません。

## **第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2026年3月26日

株式会社 RitaX  
取締役会 御中

清友監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 人見 敏之  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 市田 知史  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 RitaX の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 RitaX 及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。